

津市のこども園の設置に向けて

1 これまでの経緯

平成 27 年 3 月に策定した津市子ども・子育て支援事業計画に掲げる 5 か所の公立の幼保連携型認定こども園（以下「こども園」といいます。）を整備することについては、平成 28 年 2 月 9 日に開催された津市議会全員協議会でその整備の方針を、また、同年 5 月 12 日に開催された同協議会では、その方針に対する意見や要望に係る検討結果及び今後の進め方について概要をお示しするとともに、それぞれの地域の方々や保護者に対して説明会などを実施してきました。

あわせて、本市のこども園における幼児教育・保育の在り方を始め、施設運営や管理などに関わっては、こども園整備の対象となる幼稚園、保育所の園長で構成するこども園検討会議で協議・検討を重ねるとともに、幼稚園教諭、保育士との意見交換も行ってきました。

また、こども園に配置する保育教諭の勤務条件や職務内容などについても、幼稚園教諭、保育士との意見交換を行いながら、関係団体とも協議を重ね、本市のこども園に関わる基本的な考え方やその姿について検討してきました。

こうした協議・検討結果を踏まえ、以下のとおりこども園設置に向けた取組を進めます。

2 津市が目指すこども園

本市においては、0 歳児から 2 歳児の保育提供量の拡大による保育所の待機児童の解消へ取り組み、少子化の進行を背景に公立幼稚園の利用者が減少している状況にあって、なお公的な幼児教育に対するニーズにも対応するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、また、子育て支援も行うこども園の整備を推進し、これによって質の高い幼児教育・保育の総合的な提供環境を実現することとしました。

このこども園においては、本市における幼児教育・保育の長い歴史と伝統のもと、公立の幼稚園と保育所においてこれまで培ってきた経験と実績をいかした質の高い幼児教育・保育の提供を実現するものであり、その環境構成においては、0 歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえて、本市が作成するこども園カリキュラムに基づき、子どもの連続

した長期的な発達の姿を見通して、小学校以降の教育とのつながりを大切にしながら、子ども自身が興味・関心の芽を育ていけるよう、遊びを通した幼児期の学びを充実させます。

また、その利用環境としては、教育を希望する3歳児から5歳児（1号認定子ども）と保育が必要な0歳児から2歳児（3号認定子ども）及び3歳児から5歳児（2号認定子ども）の支給認定区分に関わらず、一体的に幼児教育・保育を提供する体制が整うことから、保護者の就労形態等に変化が生じた場合でも、子どもは同一施設を継続して利用することができ、安定した育ちの場の提供と一定規模の集団の維持を図ります。

あわせて、子育て家庭の様々なニーズを踏まえ、預かり保育、延長保育、一時保育などのサービスを提供するとともに、子育て相談や親子の交流の場の提供を通じて地域における子育て支援を実施し、多様な視点から子どもや保護者、地域の子育て家庭を支援します。

加えて、施設の老朽化が進行し、更新の必要性が高まっている幼稚園、保育所の双方の施設を一体的に更新することで効率的な施設運営・管理を行います。

3 こども園の運営・管理等

こども園の施設運営や管理に関わっては、こども園検討会議や幼稚園教諭、保育士との意見交換、関係団体との協議・検討を重ねてきた結果を踏まえ、主な事項について次のように対応します。

(1) 開園・閉園時刻、休業日

2号認定子どもと3号認定子どもの利用のため、施設の開園時刻は午前7時30分とし、閉園時刻は午後6時とします。ただし、保護者等の事情により2号認定子どもと3号認定子どもの利用時間の延長が必要な場合は、延長保育を実施するため閉園時刻を午後7時まで延長します。

また、休業日については、1号認定子どもは津市立学校の管理に関する規則に準じた休業日（夏季休業日など）を設け、2号認定子どもと3号認定子どもは津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則に準じた休業日（日曜日、祝日及び年末年始）を設けます。

(2) クラス編成と共通の教育・保育時間

3歳児以上の1号認定子どもと2号認定子どもについては、同一のクラスを編成し、共通の教育・保育時間（コア・タイム）は次のとおりとします。

3・4歳児 おおむね午前8時30分から午後1時頃まで
(午後1時頃から午後2時までは個別クラスで保育)

5歳児 おおむね午前8時30分から午後2時まで

(3) 預かり保育、延長保育等

保護者等の事情により必要がある場合、次のサービスを実施します。

ア 預かり保育

1号認定子どもについて、教育標準時間終了後に預かり保育を実施します。

通常保育期間中 午後2時から午後4時まで

長期休業期間中 午前9時から午後4時まで

イ 延長保育

2号認定子どもと3号認定子どもが、保護者等の事情により保育利用時間を超えて利用時間の延長が必要な場合は、午後7時まで延長保育を実施します。

ウ 一時預かり

地域における子育て支援として、育児疲れなどを理由に支給認定の有無にかかわらず一時預かり（余裕活用型）を実施します。

(4) 臨時休業

ア 気象警報発令時

暴風警報又は台風接近に伴って大雨警報等が発令されている場合は臨時休業とします。ただし、暴風警報が発令されていない場合は、保育所と同様に家庭事情等を理由とした2号認定子どもと3号認定子どもに限り利用を可能とします。

イ 感染症発生時

インフルエンザ等の感染症を原因とした欠席の状況を踏まえ、学校医と相談の上、感染症の予防上必要と判断した場合、クラス又は園を閉鎖し臨時休業とします。ただし、家庭事情等を理由とした2号認定子どもと3号認定子どもに限り、保育所と同様に感染拡大を防ぐための衛生管理に努めつつ利用を可能とします。

(5) 教材費用

子どもが使用するための教材については、市費により提供することを基本とします。ただし、必要に応じて実費徴収し、又は保護者準備を依頼することとします。

(6) 保護者組織

P T A又は保護者会の組織については、保護者と協議の上で決定します。

(7) 園行事

夏まつり、運動会、遠足など保護者参加や参観を伴う園行事については、これまでの幼稚園と保育所で開催してきた経過を踏まえ、保護者との協議の上で内容等を決定して開催します。

4 地域、保護者、関係団体等からの意見・要望を踏まえた対応

本市が幼保一体化のもとに平成31年度までに整備する5か所のこども園の概要については、それぞれの地域の方々や保護者に対して説明会などを実施してきました。

それぞれのこども園整備に向けては、これまで寄せられた意見や要望を踏まえ、次のように対応することとします。また、引き続きよりきめ細かな説明会や意見交換を重ねるとともに、こども園への理解を深めるため、それぞれの地域の方々や保護者、更には学識経験者等を交え、幼児教育・保育の質的向上などに関する研修事業を実施します。

(1) (仮称) 津みどりの森こども園

利用定員	施設等整備	開園時期	関連施設
225人	平成29年度	平成30年4月	新町幼稚園、神戸幼稚園、修成幼稚園、新町保育園

ア 名称

名称については、関係地域（神戸、新町、修成、片田、楡形の各地区）に在住するの方々から募集を行い、応募があった中から「津市神戸に整備する新たなこども園名称選考委員会」において選考した結果に基づき、「津みどりの森こども園」とします。

イ 施設整備

実施設計等を終え、平成29年度に神戸幼稚園の園舎の増築及び改修等工事を施工します。

ウ 工事期間中の神戸幼稚園児の保育等

平成29年8月から平成30年3月まで予定する工事期間中における神戸幼稚園児の保育は津市立神戸小学校に設置する仮設の保育室で行います。

また、園庭については同小学校の中庭に一部遊具を設置するなど仮園庭を整備します。

エ 駐車場等の整備、周辺道路の整備等安全対策

(仮称)津みどりの森こども園を利用する子どもを送迎するための車両が相当増加することが見込まれることから、老朽化した神戸地区放課後児童クラブ「みどりっ子」は、津市立神戸小学校内へ移転し、その跡地を含めて同小学校敷地に駐車場を整備するほか、同小学校児童の安全を確保するための設備を併せて整備します。

また、送迎用車両等の通行の円滑化を図るとともに児童と園児、保護者に対する安全対策として、西側出入口の開口部拡幅工事、賄材料搬入口の設置、西側出入口に通じる市道神戸第33号線の一部区間の拡幅工事を施工します。

その他、市道新町神戸線の横断者の安全対策として路面舗装の修繕と横断歩道等の復旧修繕を施工します。

また、神戸幼稚園の空き保育室を活用して言語聴覚士等の免許を有する者が、子どものことばに関する遅れや保護者の育児相談などに対応している幼児ことばの教室は、同小学校内へ移転します。

オ 園児募集

平成29年度に入園する園児について、津市立神戸幼稚園では、こども園へ移行するための工事期間中(平成29年度)は神戸小学校内の仮設の保育室で保育を行うことを理解いただいた上で願書受付を行いました。

なお、津市立新町幼稚園、津市立修成幼稚園では募集を行いません。

(2) 香良洲浜っ子幼児園

利用定員	施設等整備	開園時期	関連施設
192人	平成29年度	平成30年4月	香良洲幼稚園、香良洲保育園

ア 施設環境の改善

平成12年に建築以降16年を経過している当該園における幼児教育・保育の施設環境を改善するため、平成29年度において保育室など空調設備の一部を改修します。

イ 運営体制の試行

幼保一体化施設として、他の施設より早い時期から幼保合同保育を積み重ねてきた実績を踏まえて、平成29年度からクラス運営や職員の配置などを実際のこども園と同様の体制とし幼児教育・保育を試行します。

(3) (仮称) 白山こども園

利用定員	施設等整備	開園時期	関連施設
300人	平成29年度	平成30年4月	白山幼稚園、白山保育園

ア 施設環境の向上

平成17年に整備された白山乳幼児教育センターにおける幼児教育・保育環境の向上を図るため、平成29年度に園庭遊具等の再配置による整備を計画します。

イ 幼児教育・保育に関する研修事業

こども園に向けた幼児教育・保育の質的向上などに関して、学識経験者を交え地域の方々や保護者等とともに意見交換等を通じた研修事業を実施します。

(4) (仮称) 一志こども園

利用定員	施設等整備	開園時期	関連施設
245人	平成30年度	平成31年4月	高岡幼稚園、高野保育園

ア 施設整備

津市立高岡幼稚園と津市高野保育園の両施設を活用して、こども園へ移行するために必要な施設整備（調理室の拡張と職員室の整備）に係る実施設計等を平成29年度に行い、既存施設の増築及び改修工事を平成30年度に施工します。

イ 幼稚園教諭と保育士の執務環境の整備

平成29年度から津市立高岡幼稚園の幼稚園教諭と津市高野保育園の保育士の職員室を一元化して、こども園整備に向けた取組環境の向上を図ります。

(5) (仮称) 芸濃こども園

利用定員	施設等整備	開園時期	関連施設
240人	平成31年度	平成32年4月	棕本幼稚園、安西・雲林院幼稚園、芸濃保育園

ア 施設整備

芸濃地域に整備する新たなこども園施設については、平成30年度に必要な調査・設計を実施し、平成31年度末までに新園舎建築工事を施工します。

イ 地域、保護者等との意見交換

芸濃地域におけるこども園整備については、今後も地域の方々や保護者等との意見交換を行い、具体的な整備内容の検討を進め、地域の意向に沿った施設の整備を図ります。

5 こども園の運営・管理と職員体制等

津市のこども園の整備に当たっては、これまで児童福祉施設として健康福祉部が所管してきた保育所と、学校として津市教育委員会事務局が所管してきた幼稚園を一体化して整備することから、職員の処遇面の整理や一元的な管理・運営の体制を新たに構築することで円滑な運用を図ります。

(1) 運営・管理

ア 設置管理

こども園は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条において地方公共団体の長が事務を管理し、及び執行することとなっていることから、津市のこども園は健康福祉部が所管します。

なお、教育課程などについては津市教育委員会と十分な連携を図ります。

イ 幼児教育・保育のカリキュラムの作成

全てのこども園の基本となる本市の幼児教育・保育に関するカリキュラムを作成します。

また、こども園の整備に関連するそれぞれの幼稚園と保育園が取り組んできた幼保合同保育を更に深化させるとともに、順次その取りまとめを行います。

ウ 園運営マニュアルの作成

個々のこども園におけるカリキュラムとともに、円滑なこども園運営に関わるマニュアルを作成します。

(2) 職員体制等

就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第14条により、こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならないと規定されています。

本市が整備するこども園には、その施設規模、幼稚園や保育所とは異なる機能的役割等を踏まえ、園長及び保育教諭のほか副園長、主任保育教諭を配置します。

副園長は、教育と保育の両面における園務をつかさどる園長を助けて園

務をつかさどるものであり、主任保育教諭は教育と保育の両面の内容をつかさどり、保育教諭その他の職員に対し指導・助言を行うこととします。

また、こども園には子育て支援機能の発揮が求められることを踏まえ、子どもの急病、負傷等に迅速かつ適切に対応する職員を保育所と同様に配置します。

なお、子どもに対する健康教育については、津市教育委員会と連携を図りながら取組を進めます。

加えて、支給認定の区分が異なる保護者の子どもが利用することから、その利用形態に応じた教育・保育の提供体制を構築するため必要な職員のほか、預かり保育、延長保育の実施に必要な職員を配置します。

その他、こども園における業務内容を勘案し、調理員、作業員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を配置します。

なお、こども園を円滑に運営するため、幼稚園教諭、保育士に対する研修を実施し、資質向上を図ります。

(3) 保育教諭に適用する給料表

こども園に勤務する保育教諭その他の職員に適用する給料表については、こども園が健康福祉部の所管する施設であること及び当該職員の任命権者が市長であることから、保育士と同様に行政職給料表を適用することとします。

一方、引き続き運営する保育園及び幼稚園に勤務する保育士及び幼稚園教諭に適用する給料表については、従来どおり、保育士には行政職給料表を、幼稚園教諭には教育職給料表（二）を適用します。

この場合、幼稚園教諭が市長部局に出向し、保育教諭に任命されるときは、当該任命の日の前日に教育職給料表（二）において適用される給料の額に基づき、行政職給料表で決定される職務の級の同額又は直近上位の額に格付けることとし、また、再度、当該保育教諭が教育委員会に戻り、幼稚園教諭に任命されるときは、引き続き幼稚園教諭として教育職給料表（二）の適用を受けていたと仮定したときに適用される級及び号給に格付けることとします。

6 今後の就学前教育・保育

小学校就学前の幼児教育・保育において公立施設は、幅広い行政機関との連携機能をいかした役割に加え、私立の保育所と幼稚園等民間施設との両立を基本に相互に連携しながら、保護者の希望や就労形態など生活スタイルを

背景とした小学校就学前の幼児教育・保育への多様なニーズに対応するため、幼稚園、保育所、こども園などの子育て支援施設やサービスが選択できる環境を提供します。

(1) こども園

こども園における幼児教育・保育の環境としては、小学校以降の教育とのつながりにも配慮するため、0歳児からの子どもの発達の連続性を考慮しつつ、3歳児以上から一定の利用定員を確保します。

また、こども園においては、小学校以降の教育とのつながりを見通して実践する幼児教育・保育を積み重ね、その成果を幼稚園、保育所と共有・連携することにより、相互に幼児教育・保育の質の一層の向上につなげます。

そのため、幼児教育・保育の在り方や施設運営・管理に関して、引き続き地域の方々や保護者、幼稚園教諭や保育士、関係団体等との意見交換をきめ細かく行いながら、こども園設置に向けた取組を進めます。

なお、先に掲げた5か所に続くこども園については、次期津市子ども・子育て支援事業計画（平成32年度－平成36年度）を策定する中において検討します。

(2) 幼稚園・保育所

幼稚園においては、適正規模の集団を前提に、長年の経験や実績に培われた公的な幼児教育を期待する保護者のニーズに引き続き応えていくため、さらなる職員の資質向上とより良い教育環境の創造のもと、充実した幼児教育に取り組み、保育所においては、保育提供が必要なすべての子どもが円滑に施設を利用することができる環境の実現に取り組むとともに、歴史と伝統を踏まえ、これまで継承してきた保育を踏まえつつその機能と質の向上に努めるなど、幼稚園、保育所ともにこれまでと変わりなく就学前の子どものための幼児教育・保育を担います。

7 今後の対応

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についての議案を平成29年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。

また、同定例会へ提出する予定の当初予算に、（仮称）津みどりの森こども園の整備のための神戸幼稚園増築及び改修工事のほか関連事業に必要な経費、（仮称）一志こども園の整備に係る実施設計等に必要な経費、香良洲浜っ子幼児園の保育室等空調設備改修工事に必要な経費並びに（仮称）白山こども園の園庭遊具等の再配置による整備に必要な経費を計上します。

(仮称) 津みどりの森こども園整備関連事業

